改 正 後	現 行
別紙	別紙
重層的支援体制整備事業実施要綱	重層的支援体制整備事業実施要綱
$1\sim 2$ (略)	$1\sim 2$ (略)
(事業の種類)	(事業の種類)
3 実施主体は、次に掲げる事業を実施するものとする。	3 実施主体は、次に掲げる事業を実施するものとする。
(1) (略)	(1)(略)
(2) 地域づくり事業(法第106条の4第2項第3号のイからニまでに掲げる全ての事業を一体的に行う事業をいう。以下同じ。) 「地域づくり事業」として一体的に行う事業は以下のとおり。 ア〜エ(略) オ 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」に定める生活困窮者等のための地域づくり事業	(2) 地域づくり事業(法第106条の4第2項第3号のイからニまでに掲げる全ての事業を一体的に行う事業をいう。以下同じ。) 「地域づくり事業」として一体的に行う事業は以下のとおり。 ア〜エ(略) オ 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」に定める地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業(以下「共助の基盤づくり事業」という。)
(3)(略)	(3)(略)
$4\sim 6$ (略)	4~6 (略)
別添1(略)	別添1(略)
別添2(略)	別添 2 (略)

別添3

地域づくり事業実施要領

 $1 \sim 2$ (略)

3 事業内容

本事業は、介護、障害、子育て、生活困窮分野ごとに行われている地域づくりに向けた支援の取組を重層的支援体制整備事業において一体的に実施することで、地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター事業、地域子育て支援拠点事業及び生活困窮者支援等のための地域づくり事業を実施する事業者(以下「地域づくり事業者」という。)は、属性に関わらず、地域住民を広く対象としつつ、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行うことができることとなる。こうした点を踏まえ、本事業では次の取組を行う。

- (1) 次のアからオまでの全ての事業を一体的に実施すること。なお、重層的支援体制整備事業における各事業の運営に当たっては、別記2「地域づくり事業の運営について」に基づき対応すること。
- ア 地域介護予防活動支援事業
- イ 生活支援体制整備事業
- ウ 地域活動支援センター事業
- エ 地域子育て支援拠点事業
- オ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

 $(2) \sim (3)$ (略)

別添3

地域づくり事業実施要領

 $1 \sim 2$ (略)

3 事業内容

本事業は、介護、障害、子育て、生活困窮分野ごとに行われている地域づくりに向けた支援の取組を重層的支援体制整備事業において一体的に実施することで、地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター事業、地域子育て支援拠点事業及び共助の基盤づくり事業を実施する事業者(以下「地域づくり事業者」という。)は、属性に関わらず、地域住民を広く対象としつつ、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行うことができることとなる。こうした点を踏まえ、本事業では次の取組を行う。

- (1)次のアからオまでの全ての事業を一体的に実施すること。なお、重層的支援体制整備事業における各事業の運営に当たっては、別記2「地域づくり事業の運営について」に基づき対応すること。
- ア 地域介護予防活動支援事業
- イ 生活支援体制整備事業
- ウ 地域活動支援センター事業
- エ 地域子育て支援拠点事業
- オ 共助の基盤づくり事業
- $(2) \sim (3)$ (略)

別記 1 「包括的相談支援事業の運営について」
「気悸的如薬支煙重業の海管について」
「包括的相談又接事業の連絡について」
別記1の1 地域包括支援センターの運営要領
別記1の2 相談支援事業実施要領
別記1の2の1 障害者相談支援事業
別記1の2の2 基幹相談支援センター
別記1の3 利用者支援事業実施要領
別記1の4 自立相談支援事業実施要領
別記1の5 福祉事務所未設置町村相談事業実施要領
別記1の1 (略)
別記1の2 (略)
別記1の2の1 (略)
別記1の2の2(略)

改 正 後	現 行

別記1の3

利用者支援事業実施要領

1 (略)

2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。<u>)</u>とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

3 (略)

4 実施方法

以下の(1)から(3)までの類型の一部又は全部を実施するものとする。

(1) 基本型

①~③ (略)

④業務内容

以下の業務を実施するものとする。

ア~コ (略)

サ 一体的相談支援機関連携等加算

地域の住民にとって、身近な相談機関の整備を推進するため、地域の 住民と継続的につながる方法による相談・助言の実施や全ての妊産婦・ 子育て世帯・子どもを対象とする一体的相談支援機関(子育て世代包括 別記1の3

利用者支援事業実施要領

1 (略)

2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。<u>)</u>とする。 なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

3 (略)

4 実施方法

以下の(1)から(3)までの類型の一部又は全部を実施するものとする。

(1)基本型

①~③ (略)

④業務内容

以下の業務を実施するものとする。

ア~コ (略)

支援センター (母子保健法第 22 条に規定する母子健康包括支援センターをいう。) 及び子ども家庭総合支援拠点 (児童福祉法第 10 条の 2 に規定する拠点をいう。) 双方の機能を一体的に有する施設をいう。) との連携・調整など、身近な相談機関としての機能を果たすために必要な取組を実施した場合に、別途加算の対象とする。

(2) 特定型

① (略)

②実施要件

以下のいずれかの要件を満たす市町村が実施する施設であること。

ただし、1 市町村当たりのか所数は、平成 25 年から令和3 年の各年 10 月 1 日時点の $0 \sim 5$ 歳児人口を 10,000 で除して得られた数 (小数点以下切上げ) のうち、最も多いものを上限とする。

ア 次の(ア)又は(イ)のいずれかの要件を満たし、かつ、「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けていること。

- (ア) 平成27年から令和3年の各年4月1日時点のいずれかの待機児童 数が1人以上であること。
- (イ) 今後潜在的なニーズも含め保育ニーズの増大が見込まれること。 イ 緊急対策を実施していること。

③~⑤ (略)

(3)(略)

 $5 \sim 7$ (略)

(2) 特定型

① (略)

②実施要件

以下のいずれかの要件を満たす市町村が実施する施設であること。

ただし、1 市町村当たりのか所数は、平成 25 年から令和2 年の各年 10 月 1 日時点の $0\sim5$ 歳児人口を 10,000 で除して得られた数(小数点以下切上げ)の うち、最も多いものを上限とする。

ア 次の(ア)又は(イ)のいずれかの要件を満たし、かつ、「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けていること。

- (ア) 平成27年から令和2年の各年4月1日時点のいずれかの待機児童数が1人以上であること。
- (イ) 今後潜在的なニーズも含め保育ニーズの増大が見込まれること。

イ 緊急対策を実施していること。

③~⑤ (略)

(3)(略)

 $5 \sim 7$ (略)

別記1の3の1 (略)

別記1の4

自立相談支援事業実施要領

 $1 \sim 3$ (略)

4 包括的かつ継続的な相談支援包括的かつ継続的な相談支援 生活困窮者に対する包括的かつ継続的な相談支援は、以下の手順で実施す る。なお、福祉事務所設置自治体において、自立相談支援事業と就労準備支援 事業及び家計改善支援事業(以下この別記1の4において「両事業」とい う。)を一体的に実施する場合には、プランの協議又はプランに基づく支援の 進捗状況の確認の際に両事業に従事する者が参画することや、両事業に従事す る者に対して支援の実施状況や支援対象となっている生活困窮者の状態に関す る情報を共有することなどにより、両事業との緊密な連携を図る体制を確保す るものとする。

(1)(略)

(2) アセスメント・プラン作成 ア〜イ(略)

ウ プランの内容は、自立相談支援機関が自ら実施する支援に加えて、次の (ア)から(キ)までに掲げる生活困窮者自立支援法に基づく支援、(ク) から(コ)までに掲げる他の公的事業又はインフォーマルな支援など、本人 別記1の3の1 (略)

別記1の4

自立相談支援事業実施要領

 $1 \sim 3$ (略)

4 包括的かつ継続的な相談支援包括的かつ継続的な相談支援

生活困窮者に対する包括的かつ継続的な相談支援は、以下の手順で実施する。なお、福祉事務所設置自治体において、自立相談支援事業と就労準備支援事業及び家計改善支援事業(以下この別記1の4において「両事業」という。)を一体的に実施する場合には、プランの協議又はプランに基づく支援の進捗状況の確認の際に両事業に従事する者が参画することや、両事業に従事する者に対して支援の実施状況や支援対象となっている生活困窮者の状態に関する情報を共有することなどにより、両事業との緊密な連携を図る体制を確保するものとする。

(1)(略)

(2) アセスメント・プラン作成

ア~イ (略)

ウ プランの内容は、自立相談支援機関が自ら実施する支援に加えて、次の (ア)から(キ)までに掲げる生活困窮者自立支援法に基づく支援、(ク)から(コ)までに掲げる他の公的事業又はインフォーマルな支援など、本人の

改 正 後	現 行
の自立を促進するために必要と考えられる支援を盛り込むものとする。	自立を促進するために必要と考えられる支援を盛り込むものとする。
(ア)~(ウ)(略)	(ア)~(ウ)(略)
(工) <u>家計改善支援事業</u>	(工) <u>家計 改善 支援事業</u>
(オ) ~ (ク) (略)	(オ) ~ (ク) (略)
エ~キ (略)	エ〜キ (略)
(3)(略)	(3)(略)
5~9 (略)	5~9 (略)

改正後	現 行
別記 2	別記 2
「地域づくり事業の運営について」	「地域づくり事業の運営について」
別記2の1 地域介護予防活動支援事業実施要領別記2の2 生活支援体制整備事業実施要領別記2の3 地域活動支援センター機能強化事業実施要領別記2の4 地域子育て支援拠点事業実施要領別記2の5 生活困窮者支援等のための地域づくり事業実施要領	別記2の1 地域介護予防活動支援事業実施要領別記2の2 生活支援体制整備事業実施要領別記2の3 地域活動支援センター機能強化事業実施要領別記2の4 地域子育て支援拠点事業実施要領別記2の5 <u>共助の基盤づくり事業</u> 実施要領
別記2の1 (略) 別記2の2 (略) 別記2の3 (略) 別記2の4 (略)	別記2の1 (略) 別記2の2 (略) 別記2の3 (略) 別記2の4 (略)

別記2の5

生活困窮者支援等のための地域づくり事業実施要領

1 目的

本事業は、地域におけるつながりの中で、住民が持つ多様なニーズや生活課題に柔軟に対応できるよう、地域住民のニーズ・生活課題の把握、住民主体の活動支援・情報発信、地域コミュニティを形成する居場所づくり、多様な担い手が連携する仕組みづくりを行うこと通じて、身近な地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市区町村を原則とする。ただし、他の市区町村と連携 して、当該市区町村における取組を総合的に調整する場合は、都道府県も実施 主体となることができるものとする。

また、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、都道府県又は市区町村が適当と認める民間団体等に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

本事業は、次の(1)から(4)に掲げる取組の中から、地域の実情に応じ、全部又は一部を選択して実施すること。

なお、本事業の内容は、市区町村にあっては当該市区町村が策定した市町村 地域福祉計画(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する「市 町村地域福祉計画」をいう。)を、都道府県にあっては当該都道府県が策定し

別記2の5

共助の基盤づくり事業実施要領

1 目的

本事業は、年齢や性別、その置かれている生活環境などにかかわらず、身近な地域において、誰もが安心して生活を維持できるよう、地域住民相互の支え合いによる共助の取組の活性化を図りつつ、生活困窮者を始め、支援が必要な人と地域とのつながりを適切に確保するとともに、これらを地域全体で支える基盤を構築することを通じて、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、次のいずれかによるものとする。

(1) 直接補助として行う場合

この場合の実施主体は、市区町村を原則とする。ただし、他の市区町村と連携して、当該市区町村における取組を総合的に調整する場合は、都道府県も実施主体となることができるものとする。

また、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉協議会、社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の市区町村等が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

(2) 間接補助として行う場合

この場合の実施主体は、都道府県又は市区町村が本事業の適切な運営が確保できるものとして認める社会福祉協議会、社会福祉法人、特定非営利活動法人等の法人格を有する団体とする。

<u>た都道府県地域福祉支援計画(同法第 108 条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」をいう。</u>)を踏まえたものでなければならないものとする。

また、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画(以下「地域福祉計画」という。)について、未策定又は改定を検討しているなどの理由により、これにより難い場合については、地域福祉計画の策定又は改定の見通しなどについて、厚生労働大臣に協議を行い、厚生労働大臣が認めた場合に限り、本事業を実施できるものとする。

(1) 地域住民のニーズ・生活課題の把握

住民のニーズや生活課題、それらに対応する社会資源の状況などについて、 実態把握を行う。

(事業例)

- ・地域住民に対するニーズ・課題把握のためのアンケート調査
- ・相談窓口や支援機関に対する地域の福祉ニーズなどの調査
- ・地域住民との座談会の開催 等

(2) 地域住民の活動支援・情報発信等

(1) により把握したニーズなど、地域における住民のニーズ・生活課題に柔軟に対応し、地域の住民主体の活動を活性化させるよう、地域住民の活動支援や情報発信等を行う。

(事業例)

- ・地域住民に対して地域活動への参加を促す説明会の実施
- ・課題を抱える住民と地域活動をマッチングするための情報提供
- ・地域活動の担い手やそれをコーディネートする人材に対する研修

3 事業内容

本事業は、次の(1)から(4)までに掲げる事業の中から、地域の実情に応じ、全部又は一部を選択して実施すること。ただし、これらの事業の実施に当たっては、市区町村にあっては当該市区町村が策定した市町村地域福祉計画(社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条に規定する「市町村地域福祉計画」をいう。)を、都道府県にあっては当該都道府県が策定した都道府県地域福祉支援計画(社会福祉法第 108 条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」をいう。)の内容を踏まえたものでなければならないものとする。

なお、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画(以下「地域福祉計画」という。)について、未策定又は改定を検討しているなどの理由により、これにより難い場合については、地域福祉計画の策定又は改定の見通しなどについて、厚生労働大臣に協議を行い、厚生労働大臣が認めた場合に限り、本事業を実施できるものとする。

(1)地域の福祉ニーズを把握するために必要となる事業

地域における効果的な支援体制を構築するため、本事業を通じて支援を行う べき対象者像やそのニーズ、それらに対応する社会資源の状況などについて、 実態把握を行うために必要となる事業を実施する。

(事業例)

- ・ 地域住民に対する「暮らしの困りごと」等に関するアンケート調査
- 各種相談窓口や支援機関に対する地域の福祉ニーズに関する調査
- ・ 地域住民との座談会の開催 等
- (2) 地域の福祉ニーズを踏まえた地域サービスの創出・推進を図るために必要

- (民生委員・児童委員に対して、その活動に必要となる知識及び技能を修得するための研修を除く。)
- ・企業による社会貢献活動や、企業等の従事者に対する定年退職後の地域活動 を促す説明会の実施 等
- (3)地域コミュニティを形成する「居場所づくり」

<u>地域住民が、属性や世代の垣根を超えて地域の様々な人と気軽に関わり、安</u> 心して過ごすことのできる場を設置・運営する。

(事業例)

- ・多様な住民同士が交流できる祭りやスポーツなどのイベントの開催
- ・属性や世代によらず利用できるカフェや食堂、教室などの拠点の運営
- (拠点の運営に要する経費には Wi-Fi 等通信環境の整備に係る費用・通信費を含む。)
- ・新たな交流拠点の開設(空き家の改修に係る費用を含む。) 等
- (4) 行政や地域住民、NPO等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォ <u>ームの展開</u>

地域における多様な担い手が集まり、地域の課題や社会資源などを共有して 意見を出し合うことで、新たな気付きを得て地域に還元できるよう、地域の担 い手の新たな関係性の構築に資する取組を行う。

(事業例)

- ・地域住民のニーズや生活課題に応じた地域活動の創出に向けた検討会の開催
- ・地域の社会福祉法人やNPO法人、電気・ガス事業者など、地域のニーズに 関して、多様な関係機関との情報共有を図るとともに、これらの協働体制を

となる事業

(1) により把握した地域の福祉ニーズのうち、既存制度では対応が困難なも のに対応するため、地域サービスを創出・推進を図るために必要となる事業を 実施する。

(事業例)

- ・ 地域サービスの創出・推進を図るための総合調整
- ・ 買物弱者に対する買物支援やちょっとした困り事への対応など、地域サービスの創出に向けた検討会の開催
- ・ 地域の社会福祉法人や社会福祉協議会、NPO、電気・ガス事業者など、 地域の福祉ニーズに関して、多様な関係機関との情報共有を図るとともに、 これらの協働体制を構築するためのネットワーク会議の開催
- ・ 地域住民や民間事業者と連携した見守りや買い物支援等の地域サービスの 実施
- ・ 見守り活動等に活用するための要援護者マップの作成
- ・ 緊急通報体制の整備
- ・ 地域サービスの担い手やこれらのコーディネート人材に対する研修(民生 <u>委員・児童委員に対して、その活動に必要となる知識及び技能を修得するた</u> めの研修を除く。)の実施 等
- (3) 地域におけるインフォーマル活動の活性化を図るための事業
- (2) による地域サービスの担い手を確保するとともに、地域サービスを支える基盤となる組織等を育成する観点から、地域におけるインフォーマル活動の活性化を図るために必要となる事業を実施する。

(事業例)

構築するためのネットワーク会議の開催 等

4 事業評価

本事業の実施主体は、本事業の実施に当たって、地域福祉計画を踏まえつつ、支援が必要な者の人数や支援の実施回数などに関する成果目標を立てるとともに、本事業による国庫補助を受けた年度の概ね3月に、学識有識者や現場有識者等第三者が参画した検証の場を設置するなどにより、当該年度における本事業の実施状況について評価を行い、補助金の実績報告の際にその内容について厚生労働省に報告すること。

5 留意事項

(1) 個人情報の取扱い

本事業において、地域ニーズの実態把握等を実施する場合は、個人情報の適切な管理に十分配慮し、事業の実施に携わる職員等が業務上知り得た秘密を漏らさないよう、職員等に対して周知徹底を図る等の対策を行うこと。

(2) 関係事業との連携

本事業の実施に当たっては、生活困窮者自立支援制度を始め、介護、障害、 子ども等の関連施策とも連携を図りつつ、効果的・効率的な事業の実施体制の 確保に努めること。

- ・ 企業等による社会貢献活動や、企業等に従事する者に対して、定年退職後 にインフォーマル活動等への参加を促すための説明会の開催
- ・ インフォーマル人材の地域サービス等への参画の働きかけを行うための地域住民説明会の開催
- インフォーマル活動と地域の福祉ニーズとの情報マッチングを支援
- ・ インフォーマル活動を行う活動拠点の確保、初期設備 (30 万円以下の備 品購入費に限る。)の導入
- ・ 寄付金の確保推進等を通じた自主財源確保のための検討会の開催 等
- (4) その他地域福祉の推進を図るために必要となる事業

(事業例)

- ・ 熱中症対策等時事の福祉課題に関する地域住民への普及啓発活動
- ・ 大規模災害の発生に備え、行政や社会福祉協議会、NPO等が連携し、災 <u>害ボランティアセンターを円滑に立ち上げるための体制整備に関する検討会</u> の開催 等

4 事業評価

本事業の実施主体は、本事業の実施に当たって、地域福祉計画を踏まえつつ、支援が必要な人の人数やこれに対する支援の実施回数などに関する成果目標を立てるとともに、本事業による国庫補助を受けた年度の概ね3月に、学識有識者や現場有識者等第三者が参画した検証の場を設置するなどにより、当該年度における本事業の実施状況について評価を行い、実績報告の際にその内容について厚生労働省あて報告すること。

5 留意事項

改 正 後	現 行
	(1) 個人情報の取扱い
	本事業において、見守り等の地域サービスを実施するに当たっては、効果的
	な支援の実施のため、関係者間での個人情報の共有にできる限り努めると同時
	に、個人情報の適切な管理に十分配慮し、事業の実施に携わる職員等が業務上
	知り得た秘密を漏らさないよう、職員等に対して周知徹底を図る等の対策を行
	<u>うこと。</u>
	(2) 関係事業との連携
	本事業の実施に当たっては、生活困窮者自立支援制度を始め、介護保険制度
	等の関連施策とも連携を図りつつ、効果的・効率的な事業の実施体制の確保に
	<u>努めること。</u>
	また、重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、本事業による活動や支援を
	通じて、事業の参加者等から生活課題を受け止めた場合は、専門的な支援が必
	要なものは適切な支援機関につなぎ、つなぎ先が明確ではない複雑化・複合化
	した課題を受け止めた場合は多機関協働事業者につなぐ等の必要な支援を行う
	<u>こと。</u>